

令和 8 年度 年間指導監査実施計画

伊勢原市社会福祉法人指導監査実施要綱第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度の年間指導監査実施計画を次のとおり定めます。

なお、法人の運営に関して指導監査の必要が生じたときは、当初の計画に追加して一般指導監査又は臨時指導監査を随時実施します。また、事由、状況に応じて特別指導監査を随時実施します。

指導監査の種別	対象法人	実施時期	結果通知時期	実施方法
社会福祉法人 (法人監査)	・伊勢原市所管の 17 法人のうちこれまでの指導 監査実施結果等から必要と判断した法人に対して 順番に監査を実施します。	令和 8 年 7 月～ 令和 9 年 3 月	指導監査終了から 概ね 30 日以内	原則として次の方法によります。 ①実施通知の送付 ・指導監査実施の 30 日前までに送付 ②事前提出資料の提出 ・指導監査実施の 14 日前までに提出 ③指導監査等の実施 ・書類確認、ヒアリング、講評（結果伝達） ④結果通知の送付 ⑤改善報告書の提出 ・要報告事項のみ ※ 指導監査当日の対象書類等について は、実施通知でお知らせします。